

令和6年田子町農業委員会第12回総会 議事録

1. 開会 令和6年12月10日（火） 午後6時00分
2. 閉会 令和6年12月10日（火） 午後6時52分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第5号
農地の転用事実に関する照会書の回答について
 - 日程第4 議案第26号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第5 議案第27号
農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第6 議案第28号
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第5 議案第29号
令和7年農作業標準賃金の決定について
 - 日程第6 議案第30号
地域計画目標地図素案の決定について
 - 日程第7 その他
5. 出席委員（8名）

| | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1番 山崎順子 | 3番 上平満広 | 4番 畠山嘉昭 | 5番 佐藤豊美 |
| 7番 西野榮一 | 8番 澤頭勉 | 9番 細谷一夫 | 10番 大坊和民 |

欠席委員（2名）

| | |
|---------|---------|
| 2番 山市礼子 | 6番 木崎正夫 |
|---------|---------|
6. 会議録署名委員

| | |
|----------|----------|
| 5番 佐藤 豊美 | 7番 西野 榮一 |
|----------|----------|
7. 職務のため出席した者

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 事務局長 白板大幸 | 主査 袖村征志 | 主査 工藤由美 |
|-----------|---------|---------|

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は2番山市委員となっております。

事務局長 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。
それでは、農業委員会憲章の唱和をいたします。
唱和のリードは、3番上平委員にお願いします。
(全員起立唱和)

事務局長 続きまして、会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。それでは、以降の進行については、会長からお願いいたします。

会長 ただ今から、令和6年田子町農業委員会第12回総会を開会いたします。

議長
(日程1) 日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。
お諮りいたします。会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、議長より指名いたします。
5番佐藤委員、7番西野委員にお願いいたします。

議長
(日程2) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。本総会を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日といたします。

議長
(日程3) 日程第3、報告第5号「農地の転用事実に関する照会書の回答について」であります。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料1ページをご覧ください。
報告第5号「農地の転用事実に関する照会書の回答について」であります。
令和6年11月27日付けで青森地方法務局八戸支局の登記官より、農地の転用事実に関する照会が2件ありました。

どちらも令和6年中に転用許可が出ている案件になりますが、今般、登記申請に際しまして、譲受人ではなく譲渡人が地目変更の手続きを申請したため、その許可条件に誤りがないか農業委員会に照会があったものです。

まず1ページ目、

申請地の所在は、大字田子字塚ノ上ミ、

登記地目は田で、面積は2,187㎡です。

こちらは、令和6年3月11日に転用許可が出ている案件です。

照会事項の回答にあたり、回答内容を県に確認した上で、2ページのとおり12月6日に法務局へ回答をいたしました。

続いて、3ページをご覧ください。

申請地の所在は、大字山口字道前、

登記地目は田で、面積は523㎡です。

こちらは、令和6年11月11日に転用許可が出ている案件です。

照会事項の回答にあたり、回答内容を県に確認した上で、4ページのとおり12月6日に法務局へ回答をいたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

質問・意見等ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、質問等がないようですので、次に移ります。

議長

(日程4)

日程第4、議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料5ページをご覧ください。

議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は、

大字田子字塚ノ上ミ 2筆

現況地目は田が2筆であり、合計面積は3,181㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買で、2筆の合計売買金額は、636,200円です。

番号2番、土地の所在は、

大字田子字向山上ミ川原 1筆

現況地目は田であり、面積は 1,640 m²です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、9・10ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、賃貸借で年数は2年間、賃料は年額25,000円です。

番号3番、土地の所在は、
大字茂市字上野平 2筆
現況地目は畑が1筆、田が1筆であり、合計面積は4,102 m²です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、11・12ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、売買で、2筆の合計売買金額は1,000,000円です。

続いて、6ページをご覧ください。
番号4番、土地の所在は、
大字茂市字長畑 1筆
現況地目は畑であり、面積は1,127 m²です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、11・12ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、売買で、売買金額は100,000円です。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員 現地調査報告いたします。
12月3日に、会長、西村推進委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料7・8ページをご覧ください。
譲受人の話では、にんにくを栽培するという事で問題はないと見てきました。

議長 以上で報告を終わります。

報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号1番の申請については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号2番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員 現地調査報告いたします。
12月3日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料9・10ページをご覧ください。
譲受人の話では、にんにくを栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号2番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号2番の申請については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号3番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。

川原
推進委員 現地調査報告いたします。
12月3日に、会長、上平委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料11・12ページをご覧ください。
譲受人の話では、にんにくを栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号3番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号3番の申請については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号4番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。

川原
推進委員 現地調査報告いたします。
12月3日に、会長、上平委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料11・12ページをご覧ください。
譲受人の話では、自家野菜を栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号4番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号4番の申請については、原案のとおり決定します。

議長

(日程5)

日程第5、議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料13ページをご覧ください。

議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

こちらについては、先月開催の第11回総会にて、報告第4号「農地の転用事実に関する照会書の回答について」で報告した案件の4条申請となります。

番号1番、土地の所在は、

大字原字原 1筆

現況地目は宅地であり、面積は157㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、14・15ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、大工用作業小屋としての利用に係る転用であります。

なお、補足といたしまして、

先月総会でも報告しておりますが、本事案に係る法務局からの「農地の転用事実に関する照会」については、11月6日に回答しております。

その後、11月8日に、登記地目は宅地に変更されております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。

川端

推進委員

現地調査報告いたします。

11月5日に、会長、佐藤委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料 14・15 ページをご覧ください。

譲受人の話では、大工用作業小屋として利用するというので、申請地と周囲の状況、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長

説明が終わりましたので、番号 1 番について審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号 1 番については、原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長

(日程 6)

日程第 6、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料 16 ページをご覧ください。

議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号 1 番から 3 番までは申請 1 件分となり、譲渡人は資料のとおりです。

番号 1 番、土地の所在は、

大字田子字雷平 11 筆

現況地目は畑が 11 筆であり、合計面積は 27,291 m²です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、18・19 ページの航空写真、20 ページの土地利用計画図をご覧ください。

こちらは今年 4 月開催の第 4 回総会にて、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について審議した案件の転用申請になります。

申請内容は鶏舎及び附属施設の建設に係る転用であります。

続いて、17 ページをご覧ください。

番号 2 番、土地の所在は、

大字田子字雷平 1 筆

現況地目は畑であり、面積は 627 m²です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、18・19 ページの航空写真、20 ページの土地利用計画図を

ご覧ください。

申請内容は番号1番と同じく養鶏施設の転用です。

番号3番、土地の所在は、

大字田子字雷平 1筆

現況地目は畑であり、面積は2,204㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、18・19ページの航空写真、20ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請内容は番号1番と同じく養鶏施設の転用です。

なお、番号1番から3番までの土地は、第1種農地と推定されますが、鶏舎等の農業用施設が設置されるため不許可の例外と判断しております。

続いて番号4番、土地の所在は、

大字田子字西館野 1筆

現況地目は田であり、面積は380㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、21・22ページの航空写真、23ページの土地利用計画図をご覧ください。

21・22ページの図面には最新情報が反映されておりませんが、こちらの土地はすでに文筆が完了しており、今回申請の土地は、着色部分の一番南東側、隣接する宅地と町道に面した部分の区画、380㎡となります。

申請内容は普通住宅の建築に係る転用となります。

なお、本土地は第1種農地と推定されますが、集落に接続して設置されるため不許可の例外と判断しております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員

現地調査報告いたします。

12月3日に、会長、西村推進委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料18・19ページをご覧ください。

譲受人の話では、鶏舎及び付属施設を建設し、養鶏業を行うということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われま

以上で報告を終わります。

| | |
|-------------|--|
| 議長 | 説明が終わりましたので、番号1番から3番の内容について一括審議願います。 質問・意見等ございませんか。 |
| 畠山委員 | 隣接地の同意書は得ているのか。 |
| 事務局長 | ご提出いただいております。 |
| 議長 | それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号1番から3番の申請については、原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。 |
| 議長 | 続いて、番号4番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。 |
| 西野委員 | 現地調査報告いたします。 12月3日に、会長、西村推進委員、事務局の5人で現地を見てきました。 場所は、資料21・22ページをご覧ください。 譲受人の話では、普通住宅を建築するというので、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。 以上で報告を終わります。 |
| 議長 | 説明が終わりましたので、番号4番の内容について一括審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号4番の申請については、原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。 |
| 議長 (日程7) | 日程第7、議案第29号「令和7年農作業標準賃金の決定について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。 |
| 事務局長 | 議案第29号「令和7年農作業標準賃金の決定について」であります。 (説明) |
| 議長 | 説明が終わりましたので、審議願います。 |

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、原案のとおり決定します。

議長 (日程8) 日程第8、議案第30号「地域計画目標地図素案の決定について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第30号「地域計画目標地図素案の決定について」であります。

担当者 (説明)

議長 説明が終わりましたので、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、原案のとおり決定します。

議長 (日程9) 日程第9、「その他」に入ります。

事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、諸般の報告をご覧ください。

まずは、諸般の報告について、11月総会以降の活動などの報告をいたします。

- 11月25日(月) 申請書締め切り・告示
- 12月3日(火) 総会案件に係る現地調査を行いました。
- 12月5日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、12月総会以降の予定について、お知らせいたします。

- 12月25日(水) 申請書締め切り・告示
- 1月7日(火) 現地調査を予定しています。
- 1月9日(木) 農業者年金加入推進研修会
- 1月10日(金) 企画会議を予定しています。
- 1月10日(金) 令和7年新年を祝う会
- 1月14日(火) 第1回総会を予定しています。
17:00～ 役場第一会議室

この中でいくつか担当者より説明をさせていただきます。
(農業者年金加入推進研修会、令和7年新年を祝う会)

以上で説明を終わります。

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。
(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和6年田子町農業委員会第12回総会
を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
